

2026年度気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運営業務 委託先募集要項

1 業務の目的

本県のいちごは全国有数の産出額を誇る重要品目であるとともに、本県育成品種「愛経4号（ブランド名：愛きらり）」は早生性や収量性の高さが評価され生産が拡大している。一方、近年の夏季の異常高温はいちご栽培において花芽分化の遅延、奇形果や重要病害の発生助長といった経営リスクをもたらしており、異常高温は今後も継続する懸念がある。

そこで、本事業では、夏季異常高温の克服に資する新技術の開発と普及に取り組むことで、技術の活用による収穫期間の延長（早期出荷）の実現を目指す。

本業務では、本圃冷却設備等の栽培技術を実装した「実証圃」を生産者の協力を得て生産現場に設置し、当該実証圃の運営を通じていちご生産者への新技術の普及や早期出荷の実現に向けた生産及び販売実証などの支援を行う。

2 委託する業務の内容

- (1) 実証圃の設置
- (2) 実証圃の運営支援
- (3) その他（1）及び（2）に関連する業務

※詳細は別添「2026年度気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運営業務委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ法人又は法人以外の団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 「令和8・9年度入札参加資格者名簿」掲載者のうち、業務（大分類）「01.物品の製造・販売」のうち営業種目（中分類）「14.機械・器具」に登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されている者であること。
- ④ 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 財政的基礎が健全に確立されていること。
- ⑥ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる者ではないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 募集期間

2026年4月21日（火）から2026年5月13日（水）午後5時まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

8,470,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。
ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は全額免除とする。

(4) 契約期間

契約締結日から2027年3月31日（水）までとする。

ただし、契約期間終了後も県が別途定める「気候変動対応型いちご生産技術開発事業取得財産取扱要領」に基づき、当該財産の管理等を行うこと。

(5) 委託費の支払条件

原則、精算払いとする。

(6) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(7) その他

企画競争に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 現地説明会の開催

委託業務の内容に関する説明会（現地説明会）を以下のとおり開催する。なお、説明会への参加は応募要件ではないが、欠席により不利益を受けても県はその責任を負わない。

(1) 日時

2026年4月27日（月） 午後2時30分から

(2) 場所

愛知県岡崎市 実証圃設置予定地

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。申込者へ当日の集合場所や注意事項等を電子メールで連絡する。

- ・ 申込期限：2026年4月24日（金）正午まで
- ・ メールの件名は「気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運営業務の説明会参加」とすること。
- ・ 本文中に次の1～3を記載すること。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課
農業イノベーション推進室イノベーション推進グループ
電子メール：nogyo-innovation@pref.aichi.lg.jp

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ① 企画応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 経費積算書（様式任意、配置図付き）
- ④ 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）
- ⑤ 提出者（提出団体）の概要がわかる資料（様式任意）
- ⑥ 直近3か年の決算報告書
- ⑦ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び申告内容に係る関係資料

イ 提出部数

- ①、⑥、⑦ 1部
- ②、③、④、⑤ 8部（正本1部、副本7部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

2026年5月13日（水）（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

※郵送、宅配便の場合は、提出期限必着とする。

(2) 企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

農業イノベーション推進室イノベーション推進グループ（担当：鈴木）

電話：052-954-6413（ダイヤルイン）

（3）企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には原則として応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2026年4月28日（火）午後5時までに、愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室に電子メールにより提出する（様式任意）。その際、件名は「気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運營業務 質問」とする。質問への回答は、2026年5月7日（木）までに、質問者に電子メールで通知し、また県のホームページに掲載する。

電子メール：nogyo-innovation@pref.aichi.lg.jp

（4）その他

ア 書類の提出に係る費用は応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。

イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

ウ 採用された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 提案の審査・委託先の選定等

（1）審査方法等

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、企画提案書の内容のプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

なお、プレゼンテーション審査は対面で行い、時間、場所、開催方法等は後日通知する。

〔プレゼンテーション審査予定日〕2026年5月20日（水）

(2) 審査基準

審査委員会で以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等

- ・組織体制や人員配置は適切か。
- ・業務の遂行に関する全体のスケジュールは適切か。
- ・関係機関との連絡調整が円滑に行える体制か。
- ・過去の類似業務において十分なノウハウの蓄積があるか。

イ 業務内容等

(ア) 全般について

- ・「業務実施の基本方針」が、いちご生産の現状を十分に分析し、実証圃の設置を通じて行う業務の推進に向けた考え方やねらい、重点を置く点やアピールポイントなどを適切にまとめたものになっているか。
- ・業務の方法が具体的かつ実施可能な提案となっているか。
- ・愛知県（農業イノベーション推進室及び農業総合試験場）や実証圃設置生産者（以下「生産者」という）との打合せ等を通じて、業務の実施に係る計画調整や進捗管理などを適切に行う提案となっているか。

(イ) 実証圃の設置について

- ・県が定める「実証圃仕様書」の要件を満たす提案となっているか。
- ・期限までに余裕を持って施工を完了し、以降、必要な保守を行える提案となっているか。
- ・業務を通じて取得した財産について、契約期間終了後も適切に管理等ができる提案となっているか。

(ウ) 実証圃の運営支援

- ・県が定める分担の下で、必要な調査を実施できる提案となっているか。
- ・県が主催する研修会等の趣旨を十分理解し、参加者に効果的な説明を行うための手法や資料作成などの提案がされているか。

ウ 業務の効果

- ・業務の趣旨に沿った独自の追加提案等により、本事業の成果を高め、今後の取組への発展が期待できる提案となっているか。

エ 委託業務経費

- ・経費の項目及び金額は妥当か。

(3) 予備審査

企画提案の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会での審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は、企画提案書類を基に書面審査にて行う。

イ 審査基準は、審査委員会のものに準ずる。

ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。

エ 予備審査結果は、審査委員会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果は、すべての応募者に対して通知する。

なお、選定過程等に関する問い合わせには応じない。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、締結する。

なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2026年4月21日	委託先募集開始
2026年4月27日	説明会
2026年4月28日	質問受付期限
2026年5月13日	企画提案書の提出期限
2026年5月20日	審査委員会による審査（プレゼンテーション）
2026年5月下旬	契約締結、業務開始
2026年7月22日	実証圃施工期限
2027年3月31日	委託業務完了報告書の提出、完了検査
2027年3月下旬	請求書の提出
2027年4月中旬	委託料の支払い

11 その他

(1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 採択された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。

(3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の実施方法や進捗状況の確認等を行うため、県との連絡調整を密にし、報告は定期的に行うこと。